

共謀関係の解消(最三小決平 21・6・30 刑集 63・5・475¹)

1. 事案の概要

被告人は、本件犯行前夜、共犯者 7 名との間で住居侵入・強盗の共謀を遂げた。

そして被告人は、実行犯 2 名が被害者方に侵入し強盗に着手する前の段階において、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚をおそれ、屋内にいる共犯者らに電話で「早くやめて出てきた方がいい。先に帰る」などと一方的に伝えただけで付近に止めてあった自動車を運転し、他の共犯者 2 名と共に現場付近から立ち去った。

屋内にいた共犯者 2 名は、いったん被害者方を出て被告人ら 3 名が立ち去ったことを知ったが、その後、現場付近に残っていた共犯者 3 名と共にそのまま強盗を実行し、その際に加えた暴行によって被害者 2 名を負傷させた。

なお、第一審判決・控訴審判決ともに、共犯関係の解消を否定した。

2. 判旨

「上記事実関係によれば、被告人は、共犯者数名と住居に侵入して強盗に及ぶことを共謀したところ、共犯者の一部が家人の在宅する住居に侵入した後、見張り役の共犯者が既に住居内に侵入していた共犯者に電話で「犯行をやめた方がよい、先に帰る」などと一方的に伝えただけで、被告人において格別それ以後の反抗を防止する措置を講ずることなく待機していた場所から見張り役らと共に離脱したにすぎず、残された共犯者らがそのまま強盗に及んだものと認められる。そうすると、被告人が離脱したのは強盗行為に着手する前であり、たとえ被告人も見張り役の上記電話内容を認識した上で離脱し、残された共犯者らが被告人の離脱をその後知るに至ったという事情があったとしても、当初の共謀関係が解消したということはできず、その後の共犯者らの強盗も当初の共謀に基づいて行われたものと認めるのが相当である。これと同旨の判断に立ち、被告人が住居侵入のみならず強盗致傷についても共同正犯の責任を負うとした原判断は正当である。」※下線部は作成者による。

3. 評釈

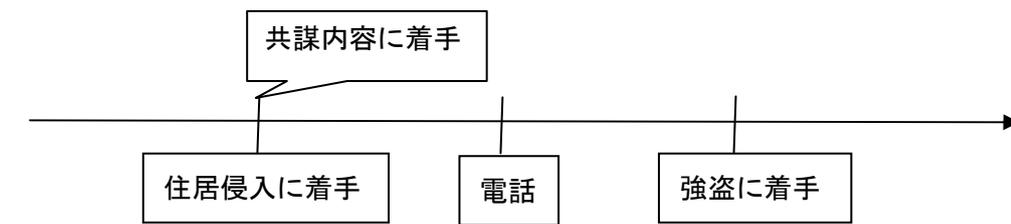
多数説：共犯行為による物理的因果性及び心理的因果性を除去することにより、共犯関係が解消される。

※「離脱意思の表明と了承」は絶対的な要件ではない。因果性の遮断を認定するための一つの指針。

→本決定では継続者の了承が必要かのような文面(下線部)・・・因果的観点だけではない？

本件

- ①住居侵入・強盗の共謀が成立した上で住居侵入に着手・・・住居侵入は共謀内容の一部
- ②現場に残った者だけで強盗が実行可能な状態・・・当初の共謀に基づく強盗の危険性あり



¹ 判タ 1318 号 108 頁。